

件名：佐呂間組合公宅解体撤去工事

仕 様 書

北海道農業共済組合 オホーツク統括センター

工事内訳書	工事名	佐呂間組合公宅解体撤去工事		
	工事概要	2階建組合公宅3棟解体撤去・器具備品車庫物置解体撤去工事		
項目	適用	数量	単位	金額
直接工事		1.0	式	
共通仮設		1.0	式	
諸経費				
現場経費		1.0	式	
一般管理費		1.0	式	
※アスベスト含有事前調査等に係る費用も含む				
工事価格				
消費税				
本工事費				
項目	適用	数量	単位	金額
直接工事				
解体工事		1.0	式	
基礎撤去工事		1.0	式	
山砂利搬入敷均し		1.0	式	
項目	適用	数量	単位	金額
解体工事				
(B佐-201)	1階部	53.5	m ²	
	2階部	34.5	m ²	
基礎撤去		1.0	式	
山砂利搬入敷均し		1.0	式	
解体工事				
(B佐-202)	1階部	53.5	m ²	
	2階部	34.5	m ²	
基礎撤去		1.0	式	
山砂利搬入敷均し		1.0	式	
解体工事				
(B佐-203)	1階部	53.5	m ²	
	2階部	34.5	m ²	
基礎撤去		1.0	式	
山砂利搬入敷均し		1.0	式	
車庫2棟解体撤去				
諸経費	・水道撤去費	(役場申請書類手続き等含む)		・残置家電製品、ゴミ等
重機等運搬費				
備考欄				
地中埋設物についても、入札金額に含める事とするが、予期せぬ地中埋設物が発生した場合は、相談の上、別途請求も可とする。				

宮前町

Google



画像 ©2025 Airbus、Maxar Technologies、地図データ ©2025 10 m





画像 ©2025 Airbus、Maxar Technologies、地図データ ©2025 20 m

宮前町



解体工事対象2階建家屋 及び車庫

(B佐-201)



B佐ー201

写真無

1階
居間：FFストーブ1台（固定資産：428603216002）、カーテン、ガスコンロ、ロールスクリーン
和室：カーテン
2階
じゅうたん1
スノーダンプ1



解体工事対象2階建家屋 及び車庫

(B佐一202)







B佐-202



解体工事対象2階建家屋 及び車庫

(B佐一203)



B佐-203

写真無

1階
居間：カーテン



B佐－203 物置



B佐－203 車庫



工事請負契約書

契約当事者

発注者：北海道農業共済組合 組合長理事

請負者：

工事名・場所

工 事 名：佐呂間 組合公宅解体撤去工事

工事場所：常呂郡佐呂間町宮前町 97-4、97-5

契約期間

令和 7 年 6 月 日 ～ 令和 7 年 10 月 31 日

契約金額

円（消費税 10%込）

契約条項

第 1 条（契約の締結）

発注者（北海道農業共済組合）と落札者（以下「請負者」という。）は、落札決定の日から起算して 5 日以内（土日祝日を除く）に、本工事に係る工事請負契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

本契約書は 2 通作成し、発注者および請負者が各 1 通を保有するものとする。

契約書に係る印紙税については、発注者および請負者がそれぞれ費用を負担するものとする。

第 2 条（工事完了後の提出書類）

請負者は、工事完了後、以下の書類を発注者に提出しなければならない。

1. 工事完了届
2. 建物滅失証明書

前項の書類には、請負者の実印を押印し、法人番号を記載するものとする。

第3条（支払条件）

発注者は、請負者に対し、工事完了後30日以内に契約金額を、請負者の指定した口座へ振込にて支払うものとする。

第4条（遅延損害金）

請負者が工事を遅延した場合、発注者は遅延日数に応じて遅延損害金を請求することができるものとする。

第5条（契約の解除および違約金）

発注者または請負者は、相手方が契約条項に違反した場合、書面による通知をもって本契約を解除することができるものとする。

なお、請負者は発注者に対し、違約金として契約金額の1割を支払うものとする。ただし、発注者に生じた損害が当該違約金を超える場合には、請負者はその超過額についても損害賠償を請求することができるものとする。

第6条（不可抗力）

天災地変その他不可抗力により工事の履行が困難となった場合、発注者および請負者は協議の上、工期の延長または契約の解除を行うことができるものとする。

第7条（瑕疵担保責任）

1. 請負者は、引渡し後1年間、工事に瑕疵がないことを保証するものとする。
2. 引渡し後1年間以内に瑕疵が発見された場合、請負者は無償でその瑕疵を修補するものとする。
3. 瑕疵の修補に要する費用は、請負者の負担とする。
4. 瑕疵の修補が困難な場合、請負者は発注者と協議の上、適切な代替措置を講じるものとする。

第8条（損害賠償）

1. 請負者は、本契約に違反し、発注者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとする。
2. 発注者は、請負者の責に帰すべき事由により損害を被った場合、請負者に対し、その損害の賠償を請求できるものとする。

3. 損害賠償の範囲は、直接損害に限られ、間接損害および逸失利益は含まないものとする。
4. 損害賠償の請求は、損害発生後速やかに書面により行うものとする。

第9条（第三者に対する損害）

1. 請負者は、本工事の遂行に関連して第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとする。
2. 発注者は、請負者が第三者に与えた損害について、請負者に対し、その賠償を請求できるものとする。
3. 損害賠償の範囲は、直接損害に限られ、間接損害および逸失利益は含まないものとする。
4. 損害賠償の請求は、損害発生後速やかに書面により行うものとする。

第10条（アスベストに関する措置）

1. 請負者は、工事に先立ち、建材にアスベストが含まれているかどうかを確認するための事前調査を実施するものとする。
2. アスベストが確認された場合、請負者は、労働安全衛生法および石綿障害予防規則に従って、適切な除去・処分を行うものとする。
3. アスベストの事前調査および除去にかかる費用は、入札金額に含まれるものとする。

第11条（残置ゴミの処理）

1. 請負者は、工事完了後、現場に残置されたゴミを適切に処理する責任を負うものとする。
2. 残置ゴミの処理にかかる費用は、入札金額に含まれるものとする。
3. 残置ゴミの処理に関して、発注者の指示に従い、適切な処理を行うものとする。

第12条（地中埋設物の取扱い）

1. 請負者は、工事中に発見された埋設物について、速やかに発注者に報告するものとする。
2. 埋設物の処理に関しては、発注者の指示に従い、適切な措置を講じるものとする。
3. 埋設物の処理にかかる費用は、別途協議の上、発注者と請負者の間で決定するものとする。

第 13 条（周辺環境への配慮）

1. 請負者は、工事に伴う騒音、振動、粉塵について、適切な対策を講じるものとする。
2. 請負者は、工事開始前に近隣住民に対し、工事内容、工期、作業時間、連絡先等を説明し、理解を得るよう努めるものとする。
3. 工事期間中に近隣住民から苦情があった場合、請負者は速やかに対応し、必要な措置を講じるものとする。
4. 請負者は、発注者の指示に従い、周辺環境への影響を最小限に抑えるための措置を講じるものとする。

第 14 条（法令・届出の遵守）

1. 請負者は、本工事に関して適用される法令を遵守し、必要な届出を行うものとする。
2. 請負者は、建設リサイクル法に基づく届出を行い、適切な処理を行うものとする。
3. 請負者は、公道を使用する場合、道路使用許可および占用許可を取得するものとする。
4. 請負者は、産業廃棄物の処理に関して、マニフェスト管理を行い、適正な処理を行うものとする。

第 15 条（紛争解決）

1. 本契約に関して疑義または紛争が生じた場合、当事者は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。
2. 前項の協議によっても解決しない場合、当該紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
3. 本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第 16 条（秘密保持）

1. 請負者および発注者は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示してはならないものとする。
2. 前項の秘密情報には、技術情報、営業情報、その他一切の情報が含まれるものとする。
3. 請負者および発注者は、秘密情報を本契約の履行以外の目的で使用してはならないものとする。

4. 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

1. 請負者および発注者は、自らが反社会的勢力に該当しないこと、および反社会的勢力を利用しないことを表明し、保証するものとする。
2. 請負者および発注者は、相手方が反社会的勢力に該当することが判明した場合、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるものとする。
3. 前項の契約解除により生じた損害については、解除した当事者は一切の責任を負わないものとする。

令和 7 年 6 月 日

発注者

住所：札幌市中央区北4条西1丁目1番地北農ビル15階

電話：011-271-7212

北海道農業共済組合 組合長理事 (印)

請負者

住所：

電話：

印